

令和8年度

「いじめ防止基本方針」

石川県立小松特別支援学校

————— 目次 —————

1 いじめ問題への基本姿勢	1
2 いじめの理解	2
3 いじめの未然防止	5
4 いじめの早期発見	7
5 いじめ防止等のための組織及び施策等	8
6 子どもへの対応及び保護者との連携	10
7 重大事態への対処	13
8 生徒指導等即応体制	14
9 いじめ問題即応体制	15
10 年間計画表	16

Ⅰ いじめ問題への基本姿勢

- (1) いじめは、「どの子どもにも、どの学校でも起こりうる」ものであることを、全教職員が十分認識すること

全ての児童生徒がいじめ問題に巻き込まれる可能性があることを、全教職員が理解し、児童生徒が発するサインを見逃さず、未然防止・早期発見・早期解決に努めること。

- (2) 「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、教育活動全体を通じて、児童生徒一人一人に徹底すること

いじめを受けている児童生徒については、学校が徹底して守り通すという姿勢を日頃から示し、いじめている児童生徒については、家庭や警察及び関係機関との連携も含め、毅然とした対応をとることを示す。(いじめている側の児童生徒の背景をみることも必要である。)

本校の児童生徒は、いじめている自覚がなく、遊び感覚で嫌がらせをしている場合がある。してはいけないことをしっかりと教えるとともに、理解が難しい生徒については、教職員が目を離さずに適切に対応することでいじめを見逃さない、許さない姿勢を徹底する。

- (3) 児童生徒一人一人を大切にすること意識や、日常的な態度が重要であることを教職員自身が認識すること

教職員の言動が、児童生徒に大きな影響力を持つことを十分理解し、教職員自身が児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることがないように留意する。

教職員の言葉かけや児童生徒への関わり方が鏡になることが多く、大切に思っているが、乱暴な言葉かけや関わり方は、誤解を招くことがあるので十分に配慮する。

- (4) いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気づかないところで、陰湿ないじめが続いていることがある。

一場面での指導により解決したと即断することなく、継続して十分な観察や注意を払い必要な場合適切な指導を行うこと。

- (5) 定期的な調査だけでなく、必要に応じてきめ細かな実態把握に努め、情報を全職員で共有すること。

本校では、いじめについて理解することが難しい児童生徒が多く、生徒のアンケートだけでは、実態把握が困難である。学校生活で子どもたちが発するサインを教職員が見逃さず、早期に対応することが大切である。

アンケートの他、教職員が行ういじめ兆候チェックシートを活用し、いじめを見逃さない。気になる児童生徒については、全教職員で共通理解を行い、迅速に対応する。

2 いじめの理解

(1) いじめの定義

〈平成 25 年 9 月 28 日施行「いじめ防止対策推進法」より〉以下「法」という

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【留意点】

- ・個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に判断することなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。
- ・いじめには、多様な態様があることに鑑み、いじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、該当児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。
- ・いじめの認知は、特定の教職員のみによらず、特定教職員以外からも行うことなく、「法」第 22 条に基づく「いじめ問題対策チーム」を活用して行う。
- ・「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒との何らかの人的関係を指す。
- ・「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理されたりすることなどを意味する。
- ・けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。
- ・行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケース（例えばインターネット上で悪口を書かれた児童生徒本人が、そのことを知らずにいるような場合など）についても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については、「法」の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。
- ・いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。具体的には、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合については、学校は、行為を行った児童生徒に悪意はなかったことを十分加味したうえで対応する必要がある。

(2) 「いじめは笑いに隠されることがある」

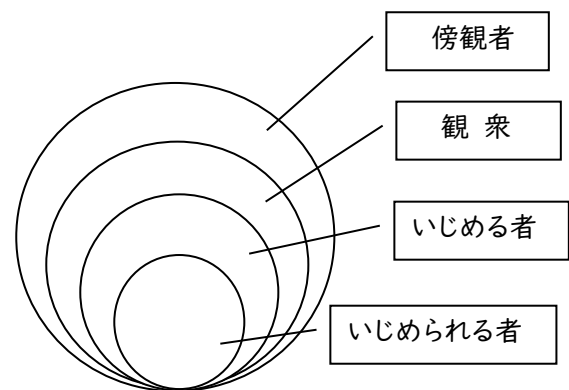
いじめ被害者は、自分がいじめられている（辱められている・貶められている）という事実を認めたくないし、早く逃れたいと願っている。そのため、いじめという行為を“冗談”や“遊び”に転化

させたいという気持ちが働き、ひどいことをされても軽微に見せかせようとしたり、笑ったりして、「自分は大丈夫だ」「心配ない」ということを周囲や自分自身に示そうとする。しかし、このことが逆に、いじめ行為を維持・悪化させることにもなり、教職員によるいじめ発見を難しくさせることがある。また加害者から「あれは遊びだった」という逃げ口上を生むことにもなる。さらに、いじめの早期発見ができなかった教職員自身の逃げ口上にもなることがある。

被害者が笑っていた、楽しそうにしていたからといって、「いじめではない」と捉えずに、行為そのもので判断することが大切である。

(3) いじめの四層構造

いじめは、「いじめる者」と「いじめられる者」と二者関係だけで成立しているのではなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周囲で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在によって成り立つこともあり、傍観者の中からいじめを抑止する「仲裁者」が現れるような指導を行うことが大切である。



(4) いじめる心理

いじめの衝動を発生させる原因として、心理的ストレス、集団内の異質な者への嫌悪感情、ねたみや嫉妬感情、遊び感覚やふざけ意識、いじめの被害者からの回避感情などが挙げられる。

本校では、いじめの理解が難しい児童生徒も多く、遊んでいるつもりで、ふざけやからかいの度が過ぎたり、また、してはいけないことや相手の気持ちを理解することができずにいたり、いじめの加害者になっていても気がつかない場合も考えられる。

(5) 犯罪につながるいじめ

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察への相談が必要なものや、児童生徒の生命、身体、又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察への通報が必要なものが含まれる。

また、「いじめ」という言葉で、その行為が「犯罪」に該当することを見えにくくしている場合があり、児童生徒に対していじめの行為の中に犯罪があることを指導する必要がある。

【いじめの態様】

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。

- ・ぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品や持ち物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で誹謗中傷など嫌なことをされる。

【犯罪に該当する可能性がある行為について】

- ・同級生の腹を殴ったり蹴ったりする→「**暴行罪**」(刑法第 208 条)
- ・殴打しケガを負わせる→「**傷害罪**」(刑法第 204 条)
- ・危害を加えると脅す→「**脅迫罪**」(刑法第 222 条)
- ・汚物を口に入れさせるなど、断れば危害を加えると脅す。
→「**強要罪**」(刑法第 223 条)
- ・現金等を巻き上げるなど、断れば危害を加えると脅す。→「**恐喝罪**」(刑法第 249 条)
- ・教科書等の所持品を盗む→「**窃盗罪**」(刑法第 235 条)
- ・暴行又は脅迫により他人の財物を奪い取る→「**強盗罪**」(刑法第 236 条)
- ・自転車を故意に破損させる→「**器物損壊罪**」(刑法第 261 条)
- ・校内や地域の掲示板及びインターネット上などに実名を挙げて、気持ち悪い、うざい、などと悪口を書く→「**名誉毀損罪**」(刑法第 230 条)「**侮辱罪**」(刑法第 231 条)
- ・断れば危害を加えると脅し、性器を触る→「**強制わいせつ罪**」(刑法第 176 条)
- ・児童生徒の裸の写真を撮り、インターネット上のサイトに掲載する→「**児童ポルノ提供等**」(児童買春・児童ポルノ禁止法第 7 条)

3 いじめの未然防止

いじめは、どの子どもにも起こり、どの子どもも被害者にも加害者にもなることを踏まえ、児童生徒の尊厳を守り、児童生徒をいじめに向かわせない未然防止のために、校長のリーダーシップのもと全教職員で取り組む。

未然防止の基本は、児童生徒が友人や教職員との信頼関係の中、安心・安全に学校生活を送り、規則正しい授業や行事に主体的に参加・活躍ができる授業づくりや集団づくり、学校づくりを行うことである。

(1) 自己有用感や自己肯定感を育む取組

ねたみや嫉妬などいじめにつながりやすい感情を減らし、全ての児童生徒が「認められている」という思いを抱くことができるよう、教育活動全体を通じ児童生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じることでできる機会を提供し、児童生徒の自己有用感が高められるように努める。

★自己有用感とは

単なる自己肯定感や自己存在感ではなく、相手からの好意的な反応や評価があって感じることでできる自己の有用性のことを自己有用感と呼びます。他者から認められていると感じられた子供は、いたずらに他者を否定することも、攻撃することも減ります。相手を貶めて自分の存在を相対的に高める必要がないからです。さらには、相手のことも認めることができるようになっていきます。すべての児童生徒に対して、授業や行事の中で活躍できる場面を設定していくことが、いじめの未然防止につながります。（生徒指導リーフ 増刊号 いじめのない学校づくり）

(2) 道徳教育や人権教育の充実

道徳教育や人権教育の充実により、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。

(3) 授業づくり・居場所づくり・絆づくり

- ・児童生徒一人一人に合った課題を設定し、教材を準備し、「わかった」「できた」「使えた」が実感できる授業づくりをする。学習が楽しい、もっと学びたいという意欲を育てる。
- ・すべての児童生徒にとって学級や学校が安心していられる居場所になるようにする。様々な危険から児童生徒を守る安全と、そこにいることに不安を感じたり、落ち着かない感じを持ったりしない安心感をつくる。

(4) 規範意識の育成

「社会で許されない行為は、学校でも許されない」という毅然とした指導方針を示し、「社会の一員」としての責任と義務を指導する。

(5) 生徒会の取組

- ・いじめ撲滅のポスター掲示
- ・コマトク祭フィナーレの運営
- ・挨拶運動
- ・私たちの主張

(6) 全校活動

11月のコマトク祭フィナーレで全校児童生徒による活動を行う。

4 いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、大人の連携と、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。いじめは人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、人が気付きにくく判断しにくい形で行われたりすることを認識し、早い段階からの確な関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

教師が児童生徒の言葉にならないしぐさや表情を読み取り、変化に気付くことが重要である。

(1) 小さなサインを見逃さない取組

- ・日頃から児童生徒の見守りや信頼関係をつくる。
- ・児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないように情報収集力を磨く。
- ・教職員相互が児童生徒の情報交換を密に行い、情報共有をする。

(2) 定期的なアンケート調査の実施 3回(6月、11月、2月)

- ・定期的の中・高等部生徒にアンケート調査を実施するとともに、教職員が「いじめ兆候チェックシート(いじめている児童生徒用、いじめられている児童生徒用)」を活用し、児童生徒のいじめの兆候を随時把握する。

5 いじめ防止等のための組織及び施策等

(1) いじめ防止等のための組織等

①「いじめ問題対策委員会」

ア 目的

いじめ問題の早期発見・早期解決対応に向け、平時からいじめ問題に備え、いじめ問題の発見時には、迅速かつ適切な対応を行う。

イ 構成

校長 教頭 部主事 生徒指導主事 生徒課(各部1名)

*実情に応じて、養護教諭、担任等必要な教職員を加えて構成する。

ウ 定期開催 4回

- ・第1回(4月)「いじめ防止基本方針」や前年度の申し送りの確認等
- ・第2回(7月)第1回いじめの兆候調査結果の分析
- ・第3回(12月)第2回いじめの兆候調査結果の分析
- ・第4回(3月)第3回いじめの兆候調査結果の分析、年度のまとめ

エ 機能・役割

i) いじめを見逃さない学校づくりの推進

- ・児童生徒の様子や行動を観察し、気にかかることがあれば、情報の交換・共有を行う。
- ・一人の教師が問題を抱え込まずに、複数で対応する。
- ・いじめチェックシートなど調査の方法を吟味し、結果の分析を行い、見落としや見誤りのない適切な認知を図る。
- ・いじめの構造や発見のチェックポイントなど教職員の理解を深める。

ii) 学校や教職員のいじめ問題への対応力向上

- ・いじめに関する研修資料や各種情報の収集・提示を行い、教職員のいじめ問題への理解を深める。
- ・いじめ対応アドバイザーの派遣を要請し、学校に必要な指導・助言を受け、適切に対処する。

iii) 「学校いじめ防止基本方針」の策定並びに教員及び児童・生徒、保護者への周知

- ・「いじめ防止基本方針」の作成・見直しを行い、教員に周知するとともに、保護者にいじめ問題への学校の基本姿勢を知らせ、(印刷物等配布やホームページへ掲載等)、理解と協力を得る。
- ・生徒会が主体となり「アンケート」「あいさつ運動」「ポスター掲示」などの活動を通し「いじめを見逃さない学校づくり」の推進を図る。

iv) 関係機関と連携したいじめ問題への対応

- ・警察との相互連絡制度(いしかわ S&P サポート制度)の適切な活用や、市町少年補導センター、県警少年サポートセンター、医療機関、児童相談所、地方法務局、警察などとの連携を図り、適切な指導を行う。

ⅴ) いじめ問題発生時の個別案件対応と業務指示

- ・個別案件対応班の設置
- ・情報の収集と整理
- ・いじめ対応アドバイザーの派遣要請
- ・教育委員会、関係機関への協力要請

いじめ問題対策委員会を「常設する」とは、定期的開催を増やすということではなく、日常的にいじめに関する情報が教職員間で交換・共有されている状態を指す。そのために、校長等管理職に教職員や児童生徒の声が届く仕組みを整え、教職員全員がいじめ問題について正しい理解や情報収集能力を磨き、いじめ問題に即応できる体制を維持する。

ア 目的

いじめ問題に対し、学級担任などの一部教職員の抱え込みを回避し、複数教職員による適切な対応を行うことで早期解決を目指す。

イ 構成

- 当該児童生徒の学級担任など、いじめ問題対策委員に一部構成員を加えて組織する。
- いじめ対応アドバイザーを要請した場合は、アドバイザーが加わることもある。
- いじめ事案1件ごとに組織することを基本とする。

ウ 機能・役割

- 情報を詳細に収集・共有し、いじめ問題対策委員会に状況及び情報伝達等を報告する。
- 具体的な対応策を検討し、役割分担に沿った対応を進める。
- 事態の進捗状況をいじめ問題対策委員会に報告し、指示を受ける。
- 対応策を必要に応じて再検討する。
- 対応結果を記録に残し、いじめ問題対策委員会に報告する。

③いじめ対応アドバイザーの活用について

ア 目的

心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者など外部専門家等の派遣を要請し、学校でのいじめ問題に適切に対処する。

イ 活用例

- いじめ問題対策委員会に対する指導・助言
- いじめ問題発生時の「個別案件対応班」への指導・助言
 - ・具体的対応策に関する指導・助言
 - ・警察、児童相談所等の外部関係機関との連絡・調整
 - ・心理的、医療的ケアが必要な場合の助言
- いじめ問題に関する研修講師

6 子どもへの対応及び保護者との連携

(1) いじめられている子どもへの対応

【学校】

- ・児童生徒に*いじめられている子ども*を必ず守り通すという姿勢及び安全・安心を確保するための具体的な対応を明確に示し、安心させるとともに、教職員が必ず相談相手になることを理解させる。
- ・いじめの事実関係を正しく把握するために、冷静に子どもの気持ちを受容し、共感的に受け止め、心の安定を図る。
- ・いじめた子どもの謝罪により、問題が解決したという安易な考えは避け、事後の行動や心情をきめ細かく継続して見守る。
- ・子どもの長所を積極的に見つけ、認めるとともに、自ら進んで取り組めるような活動を通して、安心して学校生活を送れるよう見守る。

【家庭】

- ・子どもの様子に十分に注意して、子どものどんな小さな変化についても気をつけ、何かあったら学校に相談し、協力していく。
- ・子どもの長所を積極的に見つけ、認めるとともに、家庭にとってかけがえのない存在であることを理解させ、自信を持たせる。
- ・必ず守り通すという姿勢を明確に示し、安心させるとともに、本人の話を冷静にじっくりと聞き子どもの気持ちを受容し、共感的に受け止め、心の安定を図る。

(2) いじめている子どもへの対応

【学校】

- ・児童生徒に、いじめられた児童生徒の心理的・肉体的苦痛といじめが人間として絶対許されない行為であることを理解させる。
- ・いじめた子どもが、どんなことがいじめであるか分かっていない場合も考えられるので、自らの行為がいじめに当たることを十分理解させたいうで指導に当たる。
- ・いじめの形態によっては、犯罪に当たる場合があることを十分に理解させる。
- ・いじめた子どもの不満等や心理状態を十分理解し、学校生活の目的を持たせ、人間関係や生活体験を豊かにする指導を根気強く、継続して行う。
- ・いじめた子どもに必要な応じて関係機関を紹介するなど、適切に対応する。
- ・いじめが解決したと見られる場合でも、教師の知らないところで陰湿ないじめが続いていることも少なくないので、そのときの指導によって、解決したと即決することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。

【家庭】

- ・いじめた子どもの再生に向けて、保護者と話し合う時間を大切にするとともに、保護者にいじめは絶対に正当化できないものであるという毅然とした姿勢を示すとともに、保護者に十分理解してもらう。
- ・子どもの変容を図るために、子どもとの今後の関わり方や家庭での指導について、本人と保護者が一緒に考えてもらう。

(3) いじめがおきた集団への働きかけ

- ・いじめをみていた児童生徒に対して、自分の問題として考えさせる。いじめを止めさせることができなくても、知らせる勇気を持つよう伝える。
- ・はやしたてるなど同調していた児童生徒に対しては、それらの行為は、いじめに加担する行為であり、決して許されない行為であることを理解させる。
- ・学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を育成する。

(4) いじめられている子どもの保護者への対応

- ・いじめの訴えはもちろんのこと、どんな些細な相談でも真剣に受け止めて誠意ある対応を心がける。
- ・家庭訪問や、懇談により話し合いの機会を密に持つ。その際、不安と動揺の中で来校する保護者の心を受け止めて、対応策について協議する。学校として、いじめられている子どもを守り通すことを十分に伝える。いじめについて、学校が把握している実態経緯等を隠さずに保護者に伝える。
- ・学校での様子について密に家庭に連絡し、必要に応じて個別の面談や家庭訪問を行うなど、解決するまで継続的に保護者と連携を図る。
- ・家庭においても子どもの様子に十分注意してもらい、子どもの小さな変化についても学校に連絡してもらうように依頼する。

(5) いじめている子どもの保護者への対応

- ・いじめの事実を正確に伝え、いじめられている子どもや保護者の苦しい気持ちに気付かせる。
- ・教師が仲介役になり、いじめられた子どもの保護者と協力して、いじめを解決するため保護者同士が理解し合うように要請する。
- ・いじめは絶対に正当化できないという毅然とした学校側の姿勢を示すとともに、家庭でも十分言い聞かせてもらうよう要請する。
- ・子どもの変容を図るために、子どもの今後の関わりや家庭教育の見直し等について本人や保護者とともに考え、具体的に助言する。

(6) インターネットを通じて行われるいじめの対応

- ・「ネットいじめ」の対応では、その性質上、より速やかで適切な対応が求められる。また保護者や関係機関との連携が重要である。
- ・グループチャット機能を使用した仲間はずしなどの書き込みについては、被害・加害児童生徒双方から、十分な聞き取りを行い、事実関係を明らかにするとともに、相手の立場に立って考えさせる指導が重要である。
- ・インターネットの不適切な書き込みについては、一旦保存した上で、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。
- ・名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダに対して速やかに削除を求める等の必要な措置を講じる。なお、必要に応じて警察や地方法務局の協力を求める。

7 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

- ①「いじめにより当該学校に在籍する児童・生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。」(法第 28 条第 1 号)
 - ・児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な障害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
 - ②「いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。」第 2 号
 - ・「相当の期間」の目安は年間 30 日
 - ・児童生徒が一定の期間、連続して欠席しているような場合は、上記の目安にかかわらず、県教育委員会、学校の判断により、迅速に調査に着手する。
- *児童生徒または保護者からいじめられて重大事態に至ったと申立てがあった場合は、その時点で、学校が「いじめの結果ではない」「重大事態ではない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査にあたる。

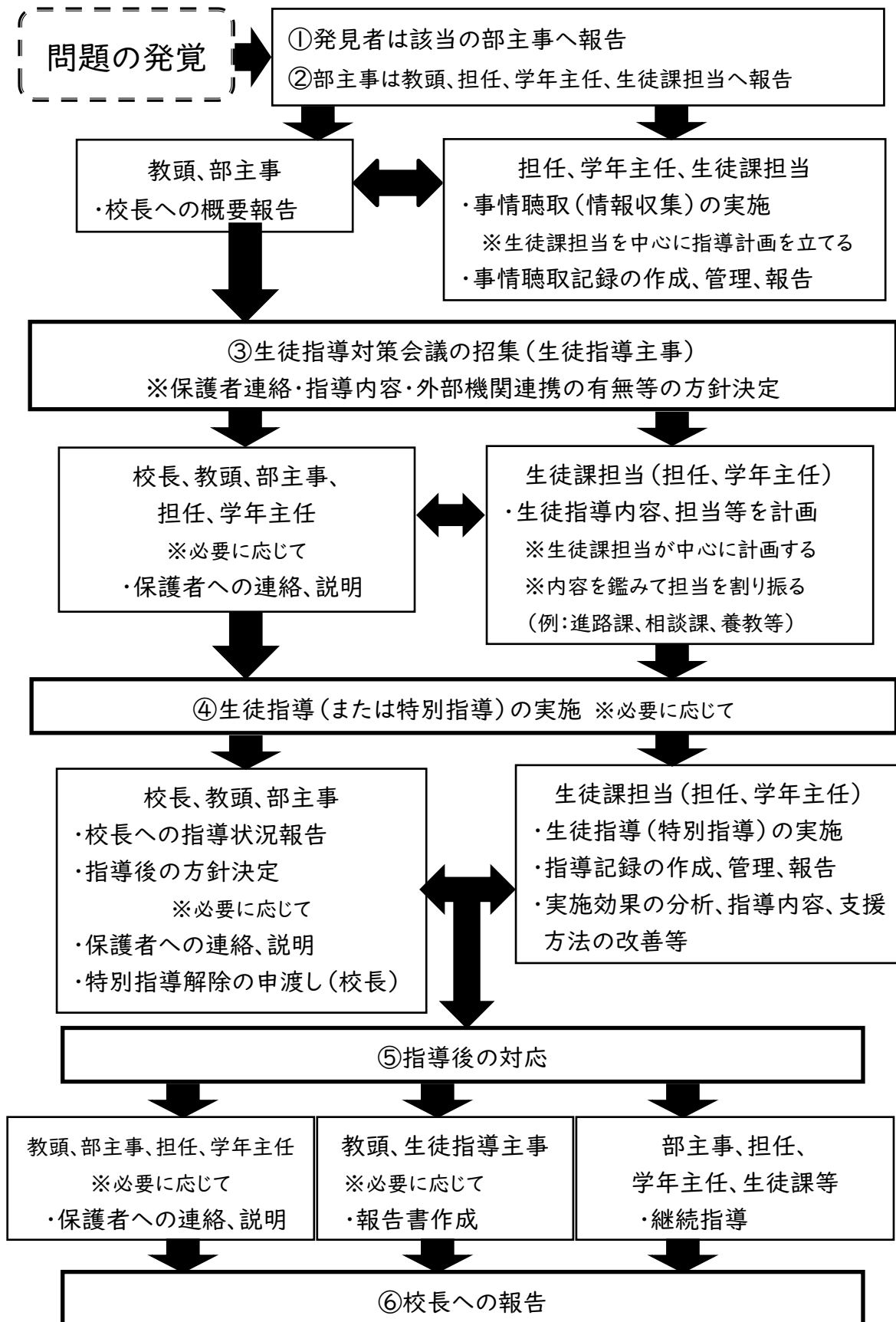
(2) 重大事態発生の報告

- ①重大事態が発生した場合は、直ちに県教育委員会に報告する。
- ②重大事態の調査
- ③重大事態に対処し、同種の事態の発生防止に資するために行う。
- ④学校が調査主体になる場合は、県教育委員会の指導・助言のもと、「いじめ問題対策委員会を中心に、重大事態の性質に応じて適切な専門家を加え、調査に当たる。

(3) 調査結果について

- ①結果の提供
 - いじめを受けた児童生徒、または、保護者に対して調査結果を適切に説明する。
- ②結果の報告について
 - ・県教育委員会に報告する。
 - ・いじめを受けた児童生徒または、その保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒または、その保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

8 生徒指導等即応体制



9 いじめ問題即応体制

問題の発覚

<いじめが疑われる場合>	<いじめの通報を受けた場合>
①発見者 → 部主事・担任 → 教頭・校長 ②管理職指示のもと、事情聴取の準備（生徒課が計画） ③事情聴取実施、記録、管理（担任、学年主任、生徒課等）	・他の児童生徒の目に触れない ・複数の場合は同時刻で個別に
※校長はいじめの事実がなかった場合でも、その事実確認の結果を教育委員会に報告	

いじめが認知された場合

④いじめ問題対策委員会の招集（生徒指導主事）

- ・保護者連絡、指導内容、外部機関連携の有無等の方針決定
- ・教育委員会へ報告（重大事態発生の際は直ちに）

校長、教頭、部主事、担任、学年主任 ・保護者への連絡、説明	生徒課担当（学年教師、養教等と協力して） ・「個別案件対応班」の編成、計画 ※内容を鑑みて担当を割り振る（例：進路課、相談課、養教等）
----------------------------------	---

<いじめられた児童生徒保護者に対して> ・学校が把握している実態や経緯を隠さずに伝え ・誠意ある対応に心がける ・いじめられている子どもを守り通すことを十分に伝える	<いじめた児童生徒保護者に対して> ・いじめの事実を正確に伝え、いじめられている子どもや保護者のつらく悲しい気持ちに気付かせる ・いじめは絶対に正当化できないものであるという毅然とした姿勢を示し、家庭でも十分に言い聞かせることを要請する。
---	---

⑤ 生徒指導（または特別指導）の実施

<いじめられた生徒に対して> 部主事、担任、学年主任、生徒課担当等 ・安全の確保 ・不安の軽減 ・自尊心の保護等の体制づくり	<いじめた児童生徒に対して> 校長、教頭、部主事 ・指導状況の把握、方針決定 ・特別指導の申し渡し（校長） ※必要に応じて 生徒課担当（担任、学年主任等とともに） ・生徒指導（特別指導）の実施 ・指導記録の作成、管理、報告 ・実施効果の分析、指導内容、支援方法の改善	・毅然とした態度で ・いじめた背景にも目を向ける ・教師の目が届かないところで続くことに留意
--	---	--

⑥ 生徒指導（または特別指導）の終了

教頭、部主事、担任、学年主任等 ・保護者への連絡、説明	教頭、生徒指導主事 ※必要に応じて ・報告書作成	部主事、担任 学年主任、生徒課等 ・継続指導 ・見守り等	いじめ解消条件 ・いじめがみられなくなって3カ月以上 ・心身の苦痛を感じていないか面談等で確認
--------------------------------	--------------------------------	------------------------------------	---

10 年間計画表

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
学校行事	入学式		前期職場習 運動会			グッドマナー キャンペーン	後期職場実習	コマトク祭				卒業式
いじめ問題対策委員会	1【組織について 年間計画】		いじめ兆候チェックシート実施 【教職員】	2【いじめの状況把握 情報交換】				いじめ兆候チェックシート実施 【教職員】	3【いじめの状況把握 情報交換】		いじめ兆候チェックシート実施 【教職員】	4【いじめの状況把握 情報交換 年度のまとめ】
生徒課			自転車安全教室 生活アンケート	携帯電話使用教室				生活アンケート			携帯電話使用教室 生活アンケート	
いじめ問題の取り組み												
人権教育	全体計画作成								人権教育講話			実施報告作成
学部児童生徒の実態をふまえ、人権教育の授業をおこなっていく。												
生徒会	前期役員選挙	委員会活動発足	運動会生徒挨拶	壮行会	夏休みの過ごし方		グッドマナー週間	あいさつ運動	コマトク祭	冬休みの過ごし方	私たちの主張	生徒会総会 あいさつ運動 卒業生を送る会
あいさつ運動・全校児童生徒の絆交流												
校内研修会	いじめ問題 基本方針周知					人権教育研修会						